

**今回のテーマ： 資本剰余金の配当**

剰余金の配当の原資は、利益剰余金が一般的ですが、第一三共などのように、資本剰余金を原資とする配当（資本の払戻し）も行われることがあります。

**会計処理と税務**

< 設例 >

【発行法人】 前期末純資産価額 2,000（資本金 500 資本剰余金 500 利益剰余金 1,000）

発行済株式総数 100 株 資本剰余金の配当金額 250

資本剰余金の配当直前まで資本金等の額および利益積立金額に増減はないものとする。

【株 主】 有価証券の帳簿価額 800（所有株式数 100 株）

1) 発行法人

税務上は、発行法人の会計処理にかかわらず、資本剰余金の配当は、資本金等からなる部分と利益積立金とからなる部分とに区分します。株主側では、利益積立金からなる部分が配当とみなされ、資本金等からなる部分（減資資本金額）が有価証券の譲渡対価と取り扱われます。

$$\begin{aligned} \text{みなし配当金（利益積立金の減少）} &= \text{交付金銭等} - \text{減資資本金額（ ）} \\ &= 250 - 125 = 125 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{（ ）減資資本金額} &= \text{資本剰余金の配当直前の資本金等の額} \\ &\quad \times \text{減少する資本剰余金額} / \text{前期末純資産価額（「純資産減少割合」）} \\ &= 1,000 \times 250 / 2,000 (0.125) = 125 \end{aligned}$$

2) 株主

有価証券の譲渡損益

イ) 譲渡対価 交付金銭等 - みなし配当金 = 250 - 125 = 125

ロ) 譲渡原価 帳簿価額 × 純資産減少割合 = 800 × 0.125 = 100

ハ) 譲渡益 125 - 100 = 25

有価証券の帳簿価額の修正

配当直前の帳簿価額 - 譲渡原価 = 800 - 100 = 700

【 発 行 法 人 】

【 株 主 】

資本金等の額の減少 125		有価証券譲渡益 25
		有価証券の帳簿価額 100
利益積立金額の減少 125		みなし配当金（ ） 125 益金不算入の対象

預金 250 / 有価証券 100  
 / みなし配当 125  
 / 譲渡益 25  
 （源泉所得税の仕訳省略）

みなし配当金には、源泉所得税が課税されます。

（次ページへ）

### お見逃しなく！

1. 資本剰余金の配当をする場合、発行会社は次の事項を株主に通知する必要があります。  
1 株当りのみなし配当金額      純資産減少割合
2. 剰余金の配当は、決算期にかかわらず、いつでも、株主総会の決議により行うことができます。  
剰余金の配当原資を何にするか(ex その他資本剰余金、利益剰余金)は、株主総会で任意に決定することができます。